

奥会津地域における広域観光連携の指針



令和6年2月策定

只見川電源流域振興協議会

目次

はじめに	2
I. 奥会津地域における広域観光連携の考え方	3
1. 奥会津地域が目指す姿	3
2. 奥会津地域が観光振興に取り組む意義	3
3. 奥会津地域における広域観光連携の意義	4
4. 本指針の位置づけ	5
II. 広域観光連携を推進する仕組み	6
1. 奥会津広域観光連携推進会議の設置	6
(1) 組織	6
(2) 役割	6
2. つながる奥会津支援制度	6
(1) 本制度における奥会津広域観光連携推進会議の役割	6
(2) 本制度における只見川電源流域振興協議会事務局(奥会津振興センター)の役割	7
(3) 対象となる事業	7
① 申請の条件	7
② 事業類型	7
(4) 実施フロー	10
① 全体の流れ	10
② 申請と実施(Plan、Do)	11
③ 事業評価と改善(Check、Action)	12
コラム:事業評価の考え方	13

はじめに

奥会津（柳津町、三島町、金山町、昭和村、只見町、南会津町、檜枝岐村）は、尾瀬国立公園や越後三山只見国定公園などに代表される豊富な自然資源に恵まれ、豪雪が作り出す急峻な山岳、只見川や伊南川が織りなす景観のもと、自然・人・文化・固有の精神性がいとなみとして継承される日本でも数少ない地域です。

只見川電源流域振興協議会では、この奥会津を未来へとつないでいくため、2020年2月に「第4期只見川電源流域振興計画」を策定し、『「歳時記の郷・奥会津」自然のなかに暮らすいとなみ、100年先のみらいへ』を基本理念に、奥会津の自然のなかでの暮らしの豊かさを100年先にも継承し、輝かせるための地域づくりに取り組んでいます。

この間、奥会津においては、コロナ禍による観光客の減少にともなう地域経済の衰退、少子高齢化や人口減少による担い手の減少により、農林業や伝統的なものづくり、集落の在り方など地域社会に大きな変化が生じており、特に地域ごとの住民減少は地域運営が成り立たなくなるところまで問題が顕在化し、関係人口の確保も喫緊の課題となってきました。

一方、2021年の只見川周辺地域の越後三山只見国定公園への編入、2022年の只見線的全線再開通、2023年の只見川ダム施設群の「土木学会選奨土木遺産」認定、博士峠トンネルの開通、そして今後予定する八十里越道路の開通など、近年生じている環境の変化により広域観光の進展と地域経済の活性化に向けた転機に差し掛かっています。広大な奥会津においては、それぞれの町村において個性が磨かれており、その個性を生かしながら、関係者が互いの分野や町村を越えて連携し、奥会津における共通イメージの強化や受入メニューの強化、創出による観光の推進が求められています。

本指針は、100年後も活力に満ちた豊かな奥会津であることを目指して、奥会津における広域観光連携の考え方やしくみを整理し、関係者が共有していくための広域的な観光振興の道しるべとして策定しました。

今後はこの指針に基づき、広域観光連携事業をさらに推進してまいります。

只見川電源流域振興協議会
会長 押部 源二郎
(金 山 町 長)

I. 奥会津地域における広域観光連携の考え方

1. 奥会津地域が目指す姿

- 100年後も活力に満ちた豊かな奥会津であること
～『歳時記の郷・奥会津』 自然の中に暮らすいとなみ、100年先のみらいへ～

奥会津地域は、豊かな森や山や川が織りなす景観のもと、古くからの伝統文化や技術を継承してきた日本でも数少ない地域である。高齢化や人口減少が進むなか、その魅力を将来につないでいく必要がある。

「奥会津」は、豊富な森林資源や急峻な山岳、只見川や伊南川が織りなす景観のもと、結いの精神による古からの伝統文化や技術を継承している日本でも数少ない地域です。豊かな自然に育まれた縄文より続く悠久の歴史は、現代においても古くて新しい社会の姿といえます。

この奥会津で自然・人・文化・固有の精神性から織り成される「いとなみ」を価値ある「歳時記の郷」として体現し、「100年先」の「みらい」をつくる次世代へとつないでいくためには、奥会津が一体となって国内外に開き、地域の住民や来訪者が、次のような思いをひとりでも多くもつ必要があります。

奥会津のことを知りたいと思う／奥会津へ行ってみたいと思う／奥会津に住みたいと思う
奥会津で働きたいと思う／奥会津を夢や希望をもって未来の世代につなげたいと思う

『第4期只見川電源流域振興計画』より引用

2. 奥会津地域が観光振興に取り組む意義

- 奥会津で暮らすことの誇りを高め、奥会津の暮らしの満足度を高めること
- 地域の営みを開き地域外からの応援団を増やすことで、持続的な地域運営を支えること

観光とは、「国の光を観る」が言葉の語源であり、地域に置き換えれば「地域の光を観る」となる。奥会津地域の光は、奥会津の暮らし、地域で暮らす人々が生き生きと暮らす様そのものである。

観光客は自分の日常とは異なる環境のなかでの体験を求めている。奥会津を訪れる人びとは、奥会津で営まれている暮らしが放つ光に引き寄せられる。これが奥会津の観光である。さらに、訪問時の体験のなかでどれだけ満足を得られるかが、再来訪につながる要素となる。

地域側の目線と、観光として来訪する側の目線とは異なるが、この2つの目線を認識することが観光振興においては重要となる。

また、少子高齢化、地域ごとの住民の減少は、地域運営が成り立たなくなるところまで、問題が顕在化している。100年続く奥会津の暮らしを支えるためには、単に観光客増を目指すだけではなく、地域の暮らしを支える営みに関わる住民外の人々、いわゆる関係人口の確保も喫緊の課題となってきた。

奥会津地域が観光振興に取り組む意義として、観光客数の増加による地域経済の活性化のみならず、奥会津への愛着をもち、応援団のように関わる地域外人口を増やし、地域の営みを

維持することが重要となる。それぞれの地域の営みを開いていくことが求められ、観光振興を通して、そのきっかけづくりとなることが求められる。

3. 奥会津地域における広域観光連携の意義

➤ 「イメージ強化」、「多様性・受入メニュー強化」、「事業の効率化」につなげること

只見川・伊南川流域の豊かな自然環境に包まれる奥会津の暮らしをもつ7町村。地域ごとに歴史の流れのなかで暮らしの知恵や文化が育まれ、流域内でもそれぞれが存在する集落の立地個性が磨かれており、その個性が観光においては重要となる。各町村単位で個性を活かしながら自律的に観光の取り組みを推進することが求められる。

一方で、各町村の取り組みの効果を引き出すためには、その取り組み自体をより広く知ってもらうことが重要である。より広範囲、より遠い地域の人々にも知っていただくために、奥会津地域の連携により共通のイメージを創り出し、それを伝える「イメージ強化」を行うこととする。

また奥会津のイメージを創り出す上で、各町村単位、各集落の暮らしの営み、それぞれの個性に立脚したものである必要があるのと同時に、それぞれの個性の組み合わせが奥会津の魅力をさらに引き立たせるものである。奥会津の持っている多様性を活かし、個々の多様性を組み合わせた受入メニューを強化し示す「多様性・受入メニュー強化」を行うこととする。

さらに奥会津地域の観光振興は、地域の暮らしを持続的に育むことに寄与することがその大きな意義であると捉えた場合、その成果は年度ごとの結果ではなく、10年単位で成果を導き出す施策の展開が重要となる。限られた財源（人財も含む）のなかで、奥会津地域全体で効果的に成果を導き出すため、広域連携を通して「事業の効率化」を図ることもその意義として位置付ける。

これら3つの広域観光連携の意義を具現化するため、奥会津地域における広域観光連携の事業の取り組みは、「①奥会津地域の観光マーケティングに資する事業」、「②奥会津地域の人財育成に資する事業」、「③奥会津地域の観光客受け入れの環境整備に資する事業」、「④奥会津地域の資源を活用したコンテンツ開発に資する事業」、「⑤奥会津地域の観光情報の発信に資する事業」の5つの区分で事業を推進するものとする。

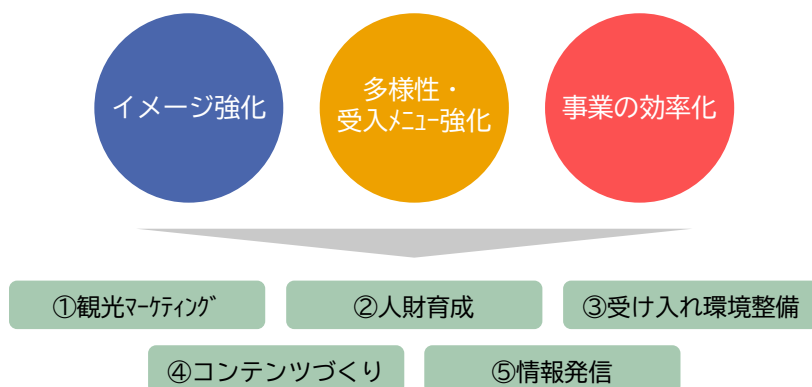


図 奥会津地域における広域観光連携の意義

4. 本指針の位置づけ

- 広域連携で事業を起こしたいと思った時にスムーズに動けるように、奥会津地域における広域観光連携の考え方、しくみを整理したもの。
- 事業の自立・自走化、継続化の道筋をつけるもの。
- 町村や観光協会同士の連携のみならず、民間等のより積極的な参画につなげるもの。

広域観光連携は複数の異なる主体（町村・観光協会・民間団体・民間企業等）が連携するため、予算の確保や、複数年にまたがる事業の実施が難しいという課題がある。そこで只見川電源流域振興協議会は、奥会津地域における広域観光連携の考え方やしくみを明文化することで、広域観光連携事業の実施イメージを広く共有し、広域観光連携事業の実施を促すことを目的として、本指針を定める。

また、事業効果を最大化するため、あらゆる事業は自立・自走化、継続化が求められている。本指針は、伴走支援の内容を示すことにより、事業の自立・自走化、継続化の道筋を示すものでもある。

広域観光連携事業の実施主体としては、町村や観光協会といった公的組織のみならず、民間団体や民間企業等の参画も期待している。民間団体や民間企業等が広域観光連携事業により積極的に参画することによって、奥会津地域における観光振興がより促進されることを期待している。

なお、本指針は、実際の広域観光連携事業の実施状況を踏まえて、今後も改善を重ねていくこととする。

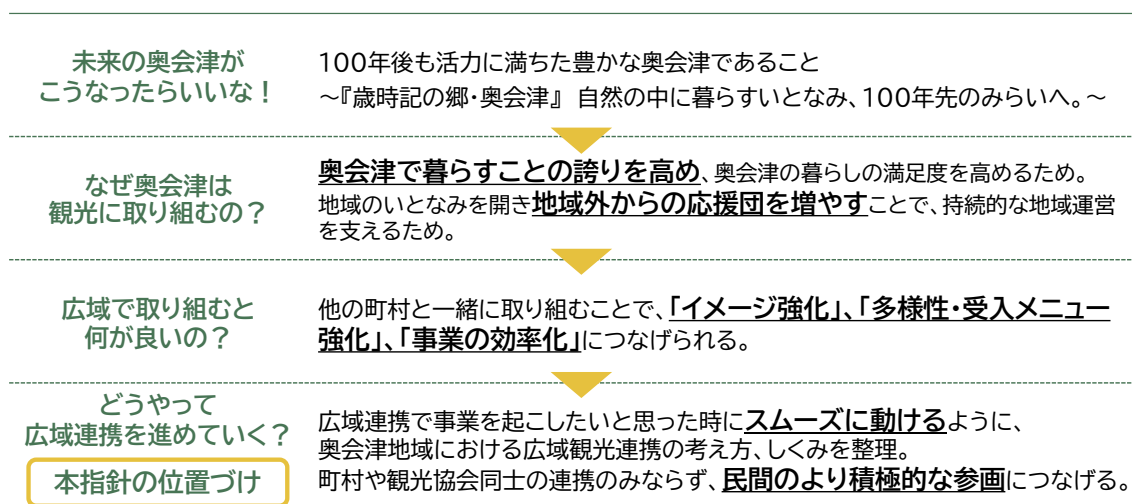


図 広域観光連携の意義と本指針の位置づけ

II. 広域観光連携を推進する仕組み

1. 奥会津広域観光連携推進会議の設置

奥会津地域における広域観光連携に関する総合調整を行う会議体として、奥会津広域観光連携推進会議（以下、推進会議）を設置する。設置要綱は別に定める。

(1) 組織

- ・ 推進会議は、会長、副会長、委員により構成され、会長は只見川電源流域振興協議会事務局長、副会長は只見川電源流域振興協議会事務局次長が務める。委員は奥会津 7 町村の観光担当部署課長、観光協会職員等より選出する。
- ・ 事務局は、只見川電源流域振興協議会事務局（以下、奥会津振興センター）が務める。

(2) 役割

- ・ 奥会津地域内の取り組みや課題等についての情報共有
- ・ つながる奥会津支援制度（次項参照）における合意形成を図る場として、実施事業の選定、事業概要（実施事項、実施体制、スケジュール、予算）の承認、事業実施にあたっての助言、事業評価、等
- ・ 広域観光連携に関する情報発信（つながる奥会津支援制度運用実績のデータベース化、等）
- ・ 本指針の改善、制度の改善、制度の新設、等

2. つながる奥会津支援制度

奥会津における広域観光連携事業の実施促進および事業の自立・自走化、継続化のため、奥会津振興センターの役割を明確化したうえで、各町村や観光協会、民間団体、民間企業等が申請する実施計画に対して支援を行う支援制度を整備する。

奥会津に関わる多様な主体が“つながって取り組む（連携する）”ことで、奥会津がもっと多くの人と“つながる（関係人口の拡大）”ことを目指して、本制度の名称を「つながる奥会津支援制度」とする。

奥会津 7 町村・観光協会、民間団体、民間企業等からの申請を受けて、只見川電源流域振興協議会予算として実証事業を行うこと等により、事業の自立・自走化、継続化のための伴走支援を行うものである。本制度の運用は、推進会議の場で合意形成を図りながら進める。

(1) 本制度における奥会津広域観光連携推進会議の役割

つながる奥会津支援制度において、奥会津広域観光連携推進会議は、最終意志決定組織となる。本制度の運用は、推進会議の場で合意形成を図りながら進める。

【本制度における推進会議の役割】

- ・ 実施事業の選定
- ・ 事業概要（実施事項、実施体制、スケジュール、予算）の承認

- ・事業実施にあたっての助言
- ・事業評価、等

(2) 本制度における只見川電源流域振興協議会事務局(奥会津振興センター)の役割

つながる奥会津支援制度において、奥会津振興センターは、奥会津地域における広域観光連携の推進にあたって基盤となる事業を担当する。

推進会議事務局業務として推進会議の準備や申請者との調整を行う他、後述する類型 A の実施主体として広域観光振興の方針取りまとめ、各種データ整備やプロモーション等のソフト事業を行う。

【本制度における奥会津振興センターの役割】

●推進会議事務局

- ・会議資料準備
- ・事業主体同士のマッチング
- ・申請者との調整（申請内容のヒアリング、事業実施体制の検討、事業実施時の相談窓口、等）
- ・財源確保
- ・契約行為、等

●広域観光連携の推進に資する基盤整備（ソフト事業） ※類型 A として実施

- ・奥会津全域における各種調査（観光客、事業者、住民）の実施
- ・広域観光振興戦略の策定
- ・プロモーションの実施、等

(3) 対象となる事業

① 申請の条件

- ・本指針 p.3-4 に記載の「奥会津地域が観光振興に取り組む意義」および「奥会津地域における広域観光連携の意義」に合致するものとする。
- ・つながる奥会津支援制度の対象は、奥会津 7 町村のうち、2 町村以上のエリアにまたがって展開する事業を対象とする。
- ・申請者は、奥会津 7 町村・観光協会、民間団体、民間企業等とする。

② 事業類型

- ・類型 A、類型 B、類型 C の 3 区分とする。

(類型 A)

- ・「2(2) 本制度における只見川電源流域振興協議会事務局（奥会津振興センター）の役割」に記載の通り、奥会津地域における広域観光連携の推進に資する基盤整備に関するソフト事業は、奥会津振興センターの申請・実施事業とし、これを類型 A とする。本指針 p.4 に記載の事業区分では、「①奥会津地域の観光マーケティングに資する事業」、「②奥会津地域の人財育成に資する事業」、「⑤奥会津地域の観光情報の発信に資する事業」が相当する。ただし、奥会津 7 町村全域に関わらない事業は、類型 B もしくは

類型 C での取り扱いとする。

(類型 B・C)

- ・ 事業効果を最大化するため、あらゆる事業について自立・自走化、継続化が求められているなか、既に自立・自走化、継続化を達成し奥会津地域内で展開している広域観光連携事業を、目指すべき姿として類型 C と位置付ける。あわせて、自立・自走化、継続化に至るまでの伴走支援措置として、協議会予算による最大 3 年間の実証事業の実施を位置付け、これを類型 B とする。類型 B と類型 C は、本指針 p.4 に記載の事業区分では、「③奥会津地域の観光客受け入れの環境整備に資する事業」、「④奥会津地域の資源を活用したコンテンツ開発に資する事業」が相当する。

※なお既述の通り、「①奥会津地域の観光マーケティングに資する事業」、「②奥会津地域の人財育成に資する事業」、「⑤奥会津地域の観光情報の発信に資する事業」のうち、奥会津 7 町村全域に関わらない事業は、類型 B もしくは類型 C での取り扱いとする。

- ・ 類型 B は、将来的な自立・自走化、継続化（独自予算での実施）を前提とするため、申請時点で自立・自走化、継続化に向けたシナリオを想定しつつ、実証結果を効果的に活用することが極めて重要となる。
- ・ 実証期間終了後、類型 B は自動的に類型 C に移行する。事業の継続状況を確認するとともに、必要に応じて助言等を行うため、実証事業完了年度の翌年度から 3 年間、追跡調査を行う。
- ・ 類型 B から類型 C への移行にあたっては、事業の自立・自走化、継続化をより強固に図るため、推進会議の場において自走体制（関係する各主体の役割分担）を検討する。
- ・ 協議会予算を投入せず申請者独自予算で、自立・自走化、継続化して実施するものが類型 C である。類型 C の場合、推進会議における審査は必要としないが、適宜、推進会議へ情報共有することが望ましい（様式 2 および任意様式を利用）。類型 C として位置付けられる事業については、推進会議事務局（奥会津振興センター）が後援として非資金的援助（イベント開催時の周知等、主に情報発信での協力）を行う。
- ・ なお、類型 C に該当する既存事業のブラッシュアップのため、事業の一部を類型 B と位置付けることも可とする。

	類型 A	類型 B	類型 C
実施内容	広域観光連携推進に資する基盤整備事業	個別性の高い事業の実証 ※将来的な単独予算での実施(類型 C への移行)を前提とする	個別性の高い事業
①観光マーケティング	●	● ※全域に関わらないもの	● ※全域に関わらないもの
②人財育成	●	● ※全域に関わらないもの	● ※全域に関わらないもの
③受入環境整備	×	●	●
④コンテンツ開発	×	●	●
⑤観光情報発信	●	● ※全域に関わらないもの	● ※全域に関わらないもの
実施エリアの範囲	7 町村全域に関わるもののみ	2 町村以上のエリアにまたがる事業	2 町村以上のエリアにまたがる事業
実施主体	奥会津振興センター	町村・観光協会・民間団体、民間企業等	町村・観光協会・民間団体、民間企業等
予算	協議会予算	協議会予算	単独予算
実施計画書の提出(申請)	必要	必要	不要 ※情報共有(任意様式による企画書の提出等)が望ましい
実施報告書の提出	必要	必要	不要 ※情報共有(任意様式による企画書の提出等)が望ましい
事業評価の実施	必要	必要	不要 ※情報共有(任意様式による報告書の提出等)が望ましい

図 各事業類型の概要

(4) 実施フロー

① 全体の流れ

- ・ つながる奥会津支援制度の利用を希望する者は、実施計画書を作成し申請を行う。
 - ・ お盆明け～9月頭開催の推進会議において、翌年度実施事業の選定を行う。奥会津振興センターは、選定された事業の概算経費を盛り込んだ内容にて次年度の協議会予算編成を行い、財源を確保する（福島県に対する「歳時記の郷・奥会津」活性化事業補助金等の交付申請、観光庁補助事業への応募、等）。
- ※同推進会議では、当年度実施事業の中間報告（上半期実施内容）もあわせて行う。
- ・ 事業選定後、申請者と奥会津振興センターが協議を行い、事業実施体制や実施方法等を調整する。
 - ・ 1～2月開催の推進会議において、翌年度実施事業の事業概要（実施事項、実施体制、スケジュール、予算）を確認する。
- ※なお、2月末開催の只見川電源流域振興協議会総会をもって最終確定となる。
- ・ 4月開催の推進会議において、当年度実施事業の確認、各町村の観光事業の共有を行うとともに、前年度事業の評価を行う。
 - ・ 選定された事業の内容を変更（中止を含む）する場合は、奥会津振興センターに相談の上、対応を協議する。必要に応じて、推進会議に報告する。
 - ・ 合意形成を図る場としての推進会議開催の他、アイディア出しや町村や官民を超えた広域連携ネットワークの構築・強化等を目的として、適宜ワークショップを開催する。ワークショップへの参加条件は設定せず、広く参加可能な場とする。

年度													
月	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	...
推進 会議		●● 【推進会議①】 翌年度事業の選定 当年度実施事業の中間報告					●● 【推進会議②】 翌年度事業概要の確認 (実施事項、体制、スケジュール、予算)	●●		●● 【推進会議③】 当年度事業の確認 前年度事業の評価			
			●●●●					●● 只電協総会 ★	●●				
奥会津 振興 センター			●● 翌年度 予算編成		●●●● 申請者・センターで 事業実施体制・方法を調整				●● 必要に応じて 業務受託者の選定	●●			
			●●		●●●●				●●	●●			

図 全体スケジュールイメージ

② 申請と実施(Plan、Do)

(ア) 申請

- ・ 類型 A と類型 B の申請者は「様式 1 つながる奥会津実施計画書」を作成し、推進会議に提出する。

(イ) 実施事業の選定

- ・ 推進会議は、提出された「実施計画書」に基づき、実施事業を選定する。
- ・ 広域連携として実施する事業は、本指針 p.3-4 に記載の「奥会津地域が観光振興に取り組む意義」および「奥会津地域における広域観光連携の意義」に合致するものとする。
- ・ 「合致する」と判断され実施事業に選定された場合、原則として、類型 A として申請された事業は類型 A として、類型 B として申請された事業は類型 B として実施する。
- ・ 「合致しない」と判断された場合、本制度内での実施は見送る。
- ・ なお、推進会議は、提出された実施計画書の精度を高めるため、申請者へのヒアリングや助言等を行うことができる。

(ウ) 事業概要の確定

- ・ 事業選定後、申請者と奥会津振興センターが協議を行い、事業実施体制や実施方法等を調整する。その際、申請者独自の権利や、ノウハウ等の保護に配慮することとし、具体的な対応は個別に協議する。
- ・ 推進会議において、実施事項、実施体制、スケジュール、予算等の事業概要を確認する。
- ・ 事業実施にあたっては、法令等に基づき、公募により業務受託者を選定する場合がある。

(エ) 実施

- ・ 実施者（業務受託者がいるケースはそれを含む）および奥会津振興センターは、事業の進捗管理、「実施報告書」・「追跡調査報告書」の作成、その他情報共有等のため、推進会議の場以外でも適切に連絡調整を行う。

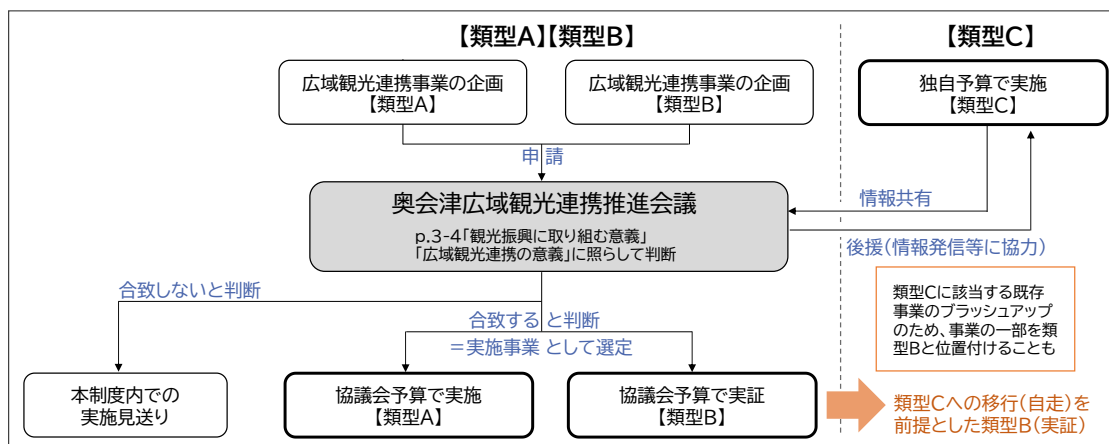


図 申請から実施まで(Plan、Do)のフローチャート

③ 事業評価と改善(Check、Action)

(ア) 実施報告

- ・ 事業実施年度の2月末までに、実施者は「様式3つなぐる奥会津実施報告書」を作成し、推進会議に提出する。

(イ) 事業評価と検証

- ・ 推進会議は、提出された「実施報告書」に基づき、事業評価・検証を行う。評価・検証内容は「実施報告書」の「Ⅲ事業評価」欄に記入する。

(ウ) 追跡調査

- ・ 実証事業完了年度の翌年度から3年間、実施者は「様式4つなぐる奥会津追跡調査報告書」を作成し、推進会議に提出する。推進会議は、提出された「追跡調査報告書」の内容を確認し、必要に応じて助言等を行う。

(エ) 知見の共有

- ・ 推進会議は、本制度の運用実績を適切な方法で公開し、その知見を広く共有する。

年度	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
実証事業実施	1年目	2年目	3年目				
実証事業終了後				1年目	2年目	3年目	...
追跡調査実施					2027年度の実施状況を報告	2028年度の実施状況を報告	2029年度の実施状況を報告

図 追跡調査の実施イメージ(実証事業実施期間が3年間の場合)

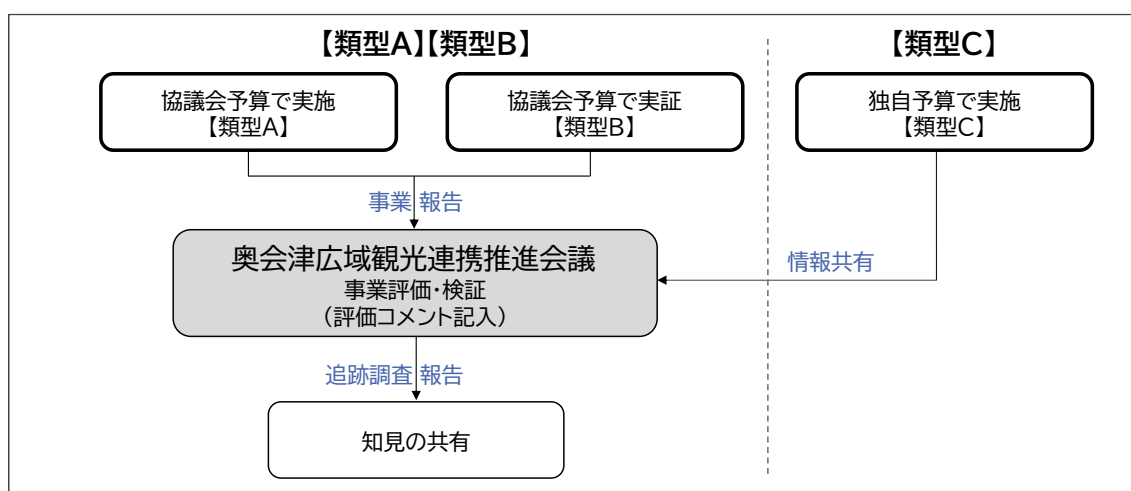


図 事業評価から改善まで(Check、Action)のフローチャート

コラム:事業評価の考え方

- 一般的に、事業評価対象項目は、「インプット（投入）」「アウトプット（活動量）」「アウトカム（成果）」「プロセス（活動の質）」に分けられる。

インプット (投入)	事業実施にあたって投入された量のことであり、具体的には主に事業費のことを指す。インプットそのものは評価の対象にはならず、アウトプットの効率性、アウトカムの有効性を測定するための指標となる。
アウトプット (活動量)	事業をどれだけ実施したかを表すものであり、事業区分によって評価する項目は異なる。例えば、イベント開催等の誘客を目的とした事業ではアウトカム指標と比べてそれほど重要ではないが、PR など認知向上を目的とした事業では重要な評価項目となる。
プロセス (活動の質)	事業が計画通り、かつ効率よく執行されたかを確認する「事業執行の状況」を評価する。特に、広域観光連携がうまく機能したのかどうかの評価・検証が重要となる。
アウトカム (成果)	事業実施により奥会津地域がどのように変わったのかを表す。具体的には、p.3に記載の2つの観点が重要な評価項目となる。 ➤ 奥会津で暮らすことの誇りを高め、奥会津の暮らしの満足度を高めること。 ➤ 地域の営みを開き地域外からの応援団を増やすことで、持続的な地域運営を支えること。

奥会津地域における広域観光連携の指針
令和6年2月策定

発行：只見川電源流域振興協議会
〒968-0006 福島県大沼郡金山町大字中川字上居平 933 番地